

事務連絡
平成 26 年 4 月

保険医療機関
保険薬局
訪問看護ステーション
柔道整復施術所

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局医療課

70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の見直し及び診療報酬等における消費税の取扱いに係るポスターの送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の見直しにつきましては、その趣旨、内容等について被保険者等の正しい理解を得ることが必要であることから、これらを周知するためのポスター（「平成26年度以降の70歳から74歳の方の窓口負担について」）を作成しました。

このポスターには、診療報酬等における消費税の取扱いについて、被保険者等に周知するための内容も含まれています。

つきましては、ポスターを送付させていただきますので、窓口に掲示する等、周知に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月*から医療費の 窓口負担が**2割**になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

- ・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から
(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は**1割**のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

- ・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。

詳細は、加入している健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険担当課)、国民健康保険組合、共済組合にお問い合わせください。

すべての方へ

- ・厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。
- ・平成26年4月1日から消費税が8%になることに伴い、診療報酬の一部が引き上げられています。

※詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。